

鳥 取 県 議 会
令和 2 年 6 月 定 例 会
(令和 2 年 6 月 30 日)

議員提出議案第 1 号「鳥取県議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例」
提案理由説明

議員提出議案第 1 号「鳥取県議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例」について、議案提出者を代表して提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルスにより、世界中でお亡くなりになった50万人を超える方々のご冥福をお祈りするとともに、現在も懸命の治療を受けておられる皆様方の早期の御回復を祈念申し上げます。

また、自らの危険を顧みず、昼夜を分かたず治療に当たっておられる医療従事者の皆様に、心からの敬意を表する次第であります。

1月16日に我が国で初めての感染者が確認されて以来、新型コロナウイルス感染症は猛威を奮い続け、4月7日に東京都など7都府県で緊急事態宣言が発令、同月16日には、全都道府県に拡大されました。

約1か月後の5月14日、本県を含めた39県でこの緊急事態宣言は解除されましたが、感染拡大の影響は全ての県民の生活や経済活動に大きく及んでおります。

県民の皆様から厳粛な負託を受けている我々県議会議員といたしましても、このような現状を重く受け止め、県民の皆様の思いを的確に県政に反映させるべく、ともに解決に向けて一丸となって対処すべきとの認識を共有しております。

こうした現状認識の下、県議会として県民の皆様の痛みを分かち合うとともに、現下の困難な状況を克服するための施策を講ずる県の財政に資するため、本年7月1日から12月31日までの間、議員報酬の月額を17%削減することとし、本条例案を提出するものであります。

以上が今回提案させていただきました議案の概要であります。

なお、次なる感染拡大の波への備え、傷んだ県内経済・雇用・地域社会の再生、鳥取型「新しい生活様式」の普及など、今後も取り組むべき課題は山積しておりますが、二元代表制の一翼を担う我々県議会といたしましても、知事をはじめとした執行部、さらには県民の皆様とともに、この未曾有の事態を乗り切り、アフターコロナの新しい社会の未来像を形作ってまいらる覚悟であります。

執行部におかれましては、願わくば、このたびの削減措置によって生み出される財源をそのための一助として役立てていただくことを、強く要望いたします。

議員の皆様におかれましては、この提案の趣旨をご理解いただき、満場一致をもって、御賛同くださることをお願い申し上げます。